

令和4年 第12回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和4年12月 2日 午前9時00分～
2. 開催場所 上富田町役場 2階大会議室
3. 出席委員 (7名)
4. 2番 小倉 紳示 3番 森 隆 4番 田上 彰伸
5番 出羽 郁子 6番 田中 允雄 7番 山本 哲也
8番 山本 善吾
5. 欠席委員 (1名)
1番 前地 孝俊
6. 議事日程

議案 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案 第3号 農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価及び選任について
7. 農業委員会事務局職員 局長 吉田 忠弘 農地主事 大橋 一輝
8. 議事内容 次のとおり

開会 議長	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和4年第12回上富田町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>定足数に達していますのでこれより会議を開催します。</p> <p>会期はただいまより午後5時00分までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
全員	「異議なし。」
議長	<p>ご異議なしとのことでございます。</p> <p>会期はただ今より午後5時00分までとさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員さんは、4番 田上 彰伸 委員 5番 出羽 郁子 農政班長 よろしくお願い致します。</p>
議長	それでは、議事日程に従って進めてまいりたいと思います。
議長	議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。</p> <p>令和4年12月2日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾</p> <p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外2筆です。</p> <p>地目 登記簿、現況ともに「田」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>合計面積 2,558㎡です。</p> <p>権利種別 使用貸借です。</p> <p>利用権を設定する者 ○○○○氏、○○市○○ ○○番○○です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1です。</p> <p>経営面積は明記のとおりです。</p> <p>利用目的 畑です。</p> <p>期間 4年11ヶ月です</p>

備考欄 野菜です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他2筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 2,447 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1
です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 3年間です

備考欄 水稻です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

面積 599 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1
です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 畑です。

期間 5年間です。

備考欄 野菜です。

補足説明します。

今月は、その他、利用権の再設定は2件ありました。

新規の利用権設定計画はこの3件のみです。

また、計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上です。

議長 それでは、議案第1号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。
続いて、議案第1号番号2について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。
続いて、議案第1号番号3について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。

議長 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。
令和4年12月2日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

面積 1,539 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

転用目的 庭園および通路です。

施設等 観賞用庭園 1,539 m²です。

転用理由 譲受人は当該地周辺において庭園用地を探していたところ、農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり本申請に至りました。

隣接農地同意は○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

位置図は5頁です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。

面積 334 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地○○、○○○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○○○です。

転用目的 分譲住宅です。

施設等 2階建2棟建築面積126.63 m² 通路・駐車場等207.37 m²

転用理由 譲受人は当該地周辺において分譲住宅用地を探していたところ、農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり本申請に至りました。

隣接農地同意は○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水路組合です。

盛土は最大0.6m。

汚水及び雑排水については合併浄化槽を設置し隣接する既設水路に放流とのことです。

雨水は勾配により、既設水路へ放流とのことです。

位置図は6頁です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他1筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

合計面積 2,157 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地○○、○○○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○○○です。

転用目的 資材置場です。

施設等 露天資材置場 2,157 m²です。

転用理由 譲受人は当該地周辺において資材置場用地を探していたところ、農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり本申請に至りました。

隣接農地同意は○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水路組合です。

盛土は最大0.8m。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

位置図は7頁です。

補足説明します。

受付番号1～3の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第1種、第3種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6番

6番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積1,539 m²です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

転用目的は、観賞用庭園です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と申請地周辺において庭園用地を探していた譲受人との間で話しがまとまり本申請に至りました。

隣接農地同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

切土・盛土はありません。
汚水及び雑排水は発生しません。
雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。
よって、現地では可としています。

番号2 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積 334 m²です。
地目 登記簿は「田」、現況は「休耕田」です。
転用目的は、分譲住宅です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と申請地周辺において分譲住宅用地を探していた譲受人との間で話しがまとまり本申請に至りました。

隣接農地同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。
盛土は最大 0.6m です。

汚水及び雑排水については合併浄化槽を設置し隣接する既設水路に放流とのことです。

雨水は勾配により、既設水路へ放流とのことです。
よって、現地では可としています。

番号3 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他1筆 合計面積 2,157 m²です。
地目 登記簿、現況ともに「田」です。
転用目的は、資材置場です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と申請地周辺において資材置場用地を探していた譲受人との間で話しがまとまり本申請に至りました。

隣接農地同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。
盛土は最大 0.8m です。

汚水及び雑排水は発生しません。
雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。
よって、現地では可としています。

以上です。

議長

ありがとうございました。
それでは、議案第2号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。
続いて、議案第2号番号2につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。
続いて、議案第2号番号3につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。

議長 続いて、議案第3号「農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価及び選任について」事務局より説明願います。

事務局 農地利用最適化推進委員についても農業委員と同様に9月1日から9月30日の期間において募集しました。その結果定数7人に対し、8人の申込がありました。

募集状況については、農業者3人からの推薦による個人推薦は2人、団体推薦は2人、応募が4人です。以上8人の内、1名については、農業委員と農地利用最適化推進委員への併願で応募を受け付けており、先日の農業委員評価委員会にて、次期農業委員へ選任することが決定いたしました。よって、今回、農地利用最適化推進委員として選任することができませんので、7人の候補者について、評価および選任のほどよろしくお願ひします。

それでは、7人の候補者について説明いたします。

詳細については別紙一覧表をご確認ください。

番号1 ○○○○ 氏

推薦者名は、○○○○ 氏、他2名です。推薦理由は明記のとおりです。

番号2 ○○○○ 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号3 ○○○○ 氏

推薦者名は、○○○○です。推薦理由は明記のとおりです。

番号4 ○○○○ 氏

推薦者名は、○○○○氏、他2名です。推薦理由は明記のとおりです。

番号5 ○○○○ 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号6 ○○○○ 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号7 ○○○○ 氏

推薦者名は、○○○○です。推薦理由は明記のとおりです。

候補者7名の紹介は以上です。

次に選定基準についてですが、農業委員会等に関する法律第17条第1項では、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされています。また同法律の第17条第2項第1号では農業委員会は推進委員を委嘱するときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならないとされています。

特に、農業委員と違い、推進委員については担当する区域の中で仕事をしていただくということが明記されているところでございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

参考までに、12月議会の人事案件として上程予定の、農業委員の候補者について、説明願います。

事務局

12月議会の人事案件として上程予定の農業委員候補者について説明いたします。

農業委員会等に関する法律第8条第5項によると、認定農業者等の人数は、委員の過半数であるものと規定されております。よって本町においては8名中5名を任命することになります。

別紙をご覧ください。今回選任された中で、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、が該当いたします。

次に農業委員会等に関する法律第8条第6項によると、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならぬとされています。人数に関する規定はございませんので、1人以上となります。今回選任された中で、〇〇〇〇氏が該当いたします。

次に、農業委員会等に関する法律第8条第7項によると、年齢、性別等に著しい偏りが無いように配慮しなければならぬとなっております。国の方針では、青年や女性の積極的な登用に努めることとなっております。今回選任された中で、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が該当いたします。

その他、候補者については、過去の経歴等を鑑み、〇〇〇〇氏が選任されました。

今回の農業委員の改選について、以上8名を農業委員候補者として、12月議会の人事案件として上程予定であることを報告いたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

議案第3号についてですが、委員は、自己、配偶者等の利害に関係のある議事に加わることができないため、田中農地班長、山本会長代理には一度退席していただきます。

～田中農地班長、山本会長代理 退室～

それでは、農地利用最適化推進委員候補者の審査、および評価を行います。

候補者について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

それでは、特に、意見なしと認めます。

これより、一括して審議いたします。

議案書にございます、7人の候補者について、農地利用最適化推進委員に選任することに、ご異議ございませんか。

全員

「異議なし」。

議長

ご異議なしと認めます。

～田中農地班長、山本会長代理 入室～

それでは、令和5年3月10日から令和8年2月23日までの3年間を任期として、

〇〇〇〇氏

〇〇〇〇氏

〇〇〇〇氏

〇〇〇〇氏

〇〇〇〇氏

〇〇〇〇氏

議長	<p>〇〇〇〇氏</p> <p>以上 7 人の方を農地利用最適化推進委員に選任として決定いたします。 提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p>
議長	<p>ないということですので、農業委員会の総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会</p>
	<p>令和 4 年 1 2 月 2 日</p> <p>この議事録については、事務局 大橋 一輝 が記録した。</p> <p>会 長 _____</p> <p>署名委員 <u>4 番</u> _____</p> <p><u>5 番</u> _____</p>

※署名については、別紙原本にて行っています。